

改正

令和7年4月1日告示第127号

令和8年3月25日告示第51号

郡上市生活保全林等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雪害及び風水害等（以下「自然現象」という。）に起因する倒木又は倒木の流出による集落等への被害を防止するため、自治会又はこれに準ずる組織（以下「自治会等」という。）が行う集落等に隣接する生活保全林の整備又は森林内の風倒木等の処理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「生活保全林」とは、郡上市内の私有林のうち、倒木等の危険防止のために整備を必要とする等、住民の生活保全上重要である森林、集落や生活道路等保全すべき対象に隣接する森林及び林縁からおおむね30m以内の森林をいう。

2 この告示において「風倒木等」とは、森林内の谷筋等において自然現象により倒伏している樹木で、そのまま放置すれば豪雨等により流出し、市民の生命又は財産に損害を及ぼすおそれのあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、森林所有者又は森林管理者（以下「森林所有者等」という。）が自ら伐採等ができない相当の理由があり、それらに代わって整備又は処理を行う必要がある生活保全林又は風倒木等が存在する自治会等とする。

(事業区分)

第4条 この告示により補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活保全林整備事業 生活保全林における樹木の伐採（伐倒、玉切及び集積）、荒廃竹林の整備（伐倒及び整理）、伐採後の整地及び作業道の開設
- (2) 風倒木等林内処理事業 風倒木等の処理（伐倒、玉切及び整理）、作業道の開設及び事業に支障のある立木の伐採

(補助対象区域等)

第5条 この告示により生活保全林整備事業の対象となる区域は、生活保全林のうち、倒木等により集落等に損害を与えるおそれのある区域であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象区域の奥行は、林縁からおおむね30m（水平距離）以内とする。
- (2) 補助対象区域の延長は、おおむね10m以上（水平距離）を原則とする。ただし、これ以下であっても特に倒木等の危険性が高いと判断される箇所は対象とする。
- (3) 補助対象区域内の伐採は原則皆伐とする。ただし、皆伐により二次災害の危険が予測される箇所は間伐にできるものとする。

2 この告示により風倒木等林内処理事業の対象となる区域は、下流に集落等が存在し、豪雨等により風倒木等が流出した場合に危険が予測される区域とする。

3 前2項に定める補助対象区域は、自治会等で森林所有者等から事業の実施に対する承諾を得た区域とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、生活保全林の整備又は風倒木等の処理を行うために要

する経費とする。

- 2 前項に定める補助対象経費のうち、他の法令等により補助金を受けることができる場合は、当該補助金額を補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、1事業当たりの補助対象経費から自治会等が一部負担する負担金額を控除した額とし、100万円を上限とする。

- 2 前項の負担金額は、補助対象経費の100分の10以上の額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める補助金等交付申請書及び関係書類に、生活保全林の整備又は風倒木等の処理に係る次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図及び現況写真
- (2) 整備又は処理に係る経費の見積書等の写し
- (3) 承諾書(別記様式)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、生活保全林の整備又は風倒木等の処理が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書及び関係書類に、次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 整備又は処理に要した経費の領収書等の写し
- (2) 整備又は処理後の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月17日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第127号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第51号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

承 諾 書

私は、郡上市生活保全林等整備事業において次のことを承諾します。

1. 自治会等が行う郡上市生活保全林等整備事業の交付申請について
2. 私が所有する土地での作業及び行為について
3. 私が所有する立木及びその他支障木の伐採について
4. 森林法第10条の8第1項に規定される「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出について
5. 森林法第10条の8第2項に規定される「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出について
6. 事業実施後、施業地を自治会等とともに適切に管理（5年以上）することについて

年 月 日

住 所

連絡先

氏 名 印

対象地番	
------	--